

厚生科学審議会感染症部会
危機対応医薬品等に関する小委員会作業班の設置について（案）

令和 6 年 5 月 〇 日
厚生科学審議会感染症部会
危機対応医薬品等に関する小委員会決定

1. 設置の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たな感染症の発生にも備える観点から、公衆衛生危機発生時にその対抗手段となるワクチン、診断薬、治療薬等を含む医薬品等（以下「危機対応医薬品等（MCM: Medical Countermeasures）」という。）について、研究開発や備蓄等を通じて利用可能性を確保することは重要であり、令和 3 年 6 月 1 日に『ワクチン開発・生産体制強化戦略』が閣議決定された。それをうけ、公衆衛生危機管理上 MCM の国内における利用可能性を確保することが必要な感染症（以下「重点感染症」という。）について、その考え方及び暫定リストを令和 4 年 3 月にとりまとめた。

また、平時から、我が国における MCM の利用可能性確保に関する技術的事項の検討の手順や評価方法についても検討を行うため、令和 6 年 3 月 5 日に、厚生科学審議会感染症部会の下に「危機対応医薬品等に関する小委員会」が設置されたところである。

今般、MCM に関する重要事項のうち個別の分野について調査審議するため、「厚生科学審議会感染症部会危機対応医薬品等に関する小委員会の設置について」（令和 5 年 12 月 22 日厚生科学審議会感染症部会決定）に基づき、作業班を設置する。

2. 作業班の所掌事務

次の作業班を置き、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 重点感染症作業班

- ・ 重点感染症の考え方と指定及びそのリストの更新について、公衆衛生及び安全保障上の観点、MCM の必要性の観点から、専門的・技術的事項の深掘りを行い検討すること。

3. 班員

- (1) 作業班の班員は、微生物学、臨床医学、ワクチン及びこれらの関連分野の専門的知見を有する者の中から、危機対応医薬品等に関する小委員会の委員長が指名するものにより構成する。
- (2) 作業班に、班長を置く。班長は、危機対応医薬品等に関する小委員会の委員長が指名する。
- (3) 班長は、副班長を指名することができる。
- (4) 班長は、必要に応じて、各疾患の専門家や有識者からなる参考人を招致することができる。

4. 運営等

- (1) 作業班は、原則公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は国の安全が害されるおそれがある場合については、班長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。その場合、非公開とする理由を厚生労働省のホームページに掲載することとする。
- (2) 作業班における審議への参加については、「厚生科学審議会感染症部会審議参加規程」（平成 27 年 4 月 2 日厚生科学審議会感染症部会決定）の規定を準用する。
- (3) 作業班の運営は、「厚生科学審議会感染症部会危機対応医薬品等に関する小委員会の設置について」に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
- (4) 作業班の班員、参考人等は、作業班において、非公開となる議事について議論した内容を他言してはならず、守秘する義務を負う。
- (5) 作業班の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課が行う。
- (6) その他作業班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。